

令和2年度

行政監査の結果に関する報告

(監査期間：令和2年9月17日から令和3年3月9日まで)

[公金の保管及び運用について]

令和3年3月9日提出

郡山市監査委員

2郡監査第1043号

令和3年3月9日

郡山市議会議長

郡山市長

郡山市監査委員 山本邦雄

同 橋本勉

同 近内利男

同 石川義和

令和2年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき行政監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

行政監査の結果に関する報告

目 次

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 第1 | 準拠基準 | 1 |
| 第2 | 監査の概要 | 1 |
| 1 | 監査の種類 | 1 |
| 2 | 監査のテーマ | 1 |
| 3 | 監査の目的 | 1 |
| 4 | 監査の対象 | 1 |
| 5 | 監査の着眼点 | 1 |
| 6 | 監査の主な実施内容 | 1 |
| 7 | 監査の日程及び実施場所 | 2 |
| 第3 | 監査の結果 | 2 |
| 1 | 会計課における公金の保管及び運用について | 3 |
| 2 | 上下水道局経営管理課における公金の保管及び運用について | 14 |
| 3 | 着眼点ごとのまとめ | 17 |
| 4 | 意見 | 18 |

令和2年度 行政監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

公金の保管及び運用について

3 監査の目的

公金は法令において最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないと規定されており、安全性を重視した管理が求められている一方、市民の利益になるよう努めなければならない。

地方自治法に規定する現金の出納については監査委員が毎月検査を行い、月末の現金の在り高と帳簿等が一致していることを確認しているが、例月現金出納検査では確認できない公金の保管・運用状況が適正に行われているか検証することにより、今後の安全で効率的な公金の管理に資することを目的とした。

4 監査の対象

(1) 対象事務

公金の保管及び運用に関する事務

(2) 対象部局

会計課 上下水道局経営管理課

5 監査の着眼点

- (1) 安全な方法により公金を保管しているか。
- (2) 効率的な方法により公金を運用しているか。
- (3) ペイオフ対策等は適切に行われているか。

6 監査の主な実施内容

公金の保管及び運用等に関する調査票及び関係書類の提出を求め、監査の着眼点に基づき書類の調査を行うとともに、関係職員からの聞き取り調査を行った。

7 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

令和2年9月17日から令和3年3月9日まで

(2) 実施場所

監査委員室

第3 監査の結果

事務の法令適合性、正確性、最少の経費で最大の効果を上げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められたが、意見を付すので対応を検討されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

1 会計課における公金の保管及び運用について

(1) 公金の概要

公金とは市が取り扱う金銭をいい、歳計現金、歳入歳出外現金、基金等に分けられる。

ア 歳計現金

歳計現金とは一般会計及び特別会計に属する現金で、地方自治法第 235 条の 4 第 1 項により「最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない」とされている。

イ 歳入歳出外現金

歳入歳出外現金とは法令等の規定に基づき市が保管する現金で、契約保証金や市営住宅敷金などがあり、地方自治法施行令第 168 条の 7 第 3 項により、歳入歳出外現金の出納及び保管は歳計現金の例によるものとされている。

ウ 基金

基金とは地方公共団体の特定の目的のため条例により設置されるもので、令和元年度末現在の基金数は 31 基金となっている。

基金の運用は、地方自治法第 241 条第 2 項により、特定の目的に応じ確実かつ効率的に行わなければならないと定められている。

(2) 公金に関する方針

平成 14 年に「郡山市公金の管理並びに運用にかかる基本方針」を策定し、公金を安全かつ経済的な価値を発揮できる方法により保管するため、預金は金融機関の経営状況を把握した上で行うことや、運用する債券は安全性、流動性（現金化のしやすさ）、利回りの優先順位により選択しリスクをできる限り低く抑えつつ、効率的に行うこと等を定めている。

(3) 公金に関する計画

会計課は「郡山市公金の管理並びに運用にかかる基本方針」に基づいた確実かつ効率的な公金の保管及び運用を行うため、毎年度「公金管理計画」を策定している。策定に当たっては、郡山市公金管理調整委員会に諮り決定しており、主な内容は、当該年度の公金保管及び運用計画、預金及び債券の選択基準等となっている。

(4) 公金管理調整委員会

公金の確実かつ効率的な保管・運用を行うため、郡山市公金管理調整委員会（以下「委員会」という。）を平成 14 年から設置している。委員会は会計課長が委員長を務め、財政課長、産業政策課長及び上下水道局経営管理課長が委員となっている。委員会の協議事項としては、公金管理計画の決定のほか、金融機関の経営状況の把握、預金先金融機関の選択及び限度額等となっている。

委員会の会議は委員長が必要に応じ開催することとされており、通常年 1 回行われているが議事録等は作成されていなかった。

(5) 公金の保管方法

郡山市公金預金取扱要項及び郡山市公金の債券運用取扱要項により、歳計現金のうち、日々の支払いに備えるための支払準備金は、指定金融機関の決済用預金に保管している。支払準備金を上回る余裕資金と歳入歳出外現金は、6か月以内の定期預金等で流動性を確保した運用を行うほか、国庫短期証券等の短期間の運用を行うこととしている。

基金の運用は、会計課が基金所管課から依頼を受け、基金の積み立てや取り崩しの見込み時期等に応じて、1年以内の定期預金及び償還期限が10年以内の債券で運用を行うこととしている。

(6) 公金の保管状況

令和元年度末現在の公金の保管状況は表1のとおりである。

歳計現金及び歳入歳出外現金(以下「歳計現金等」という。)、基金を合わせた公金の保管状況は、金融機関への預金、債券及び釣銭等の現金となっている。

【表1】公金の保管状況 (R2.3.31 現在)

| 保管方法 | 金額(円) |
|------|----------------|
| 預 金 | 31,213,794,968 |
| 債 券 | 3,804,328,990 |
| 現 金 | 2,925,500 |
| 合 計 | 35,021,049,458 |

ア 預金

令和元年度末現在の預金の内訳は表2のとおりである。

郡山市公金預金取扱要項に基づき、運用しない公金は、万が一金融機関が破綻した場合でも預金保険制度により全額保護される決済用預金(無利息型の預金)に預け入れし、運用する公金は、大口定期預金又は譲渡性預金に預け入れている。

【表2】預金の内訳 (R2.3.31 現在)

| 預金の種類 | 金額(円) |
|--------|----------------|
| 決済用預金 | 16,612,004,775 |
| 大口定期預金 | 11,596,420,874 |
| 譲渡性預金 | 3,000,000,000 |
| その他 | 5,369,319 |
| 合 計 | 31,213,794,968 |

イ 債券

債券とは、国、地方公共団体、企業等が、資金を調達するために発行する有価証券

であり、令和元年度末現在で保有している債券の内訳は表3のとおりである。

郡山市公金の債券運用取扱要項により、保有できる債券は元本償還及び利息の支払いが確実な国債、地方債又は政府保証債に限られている。

【表3】債券の内訳（R2.3.31現在）

| 債券の種類 | 金額(円) |
|-------|---------------|
| 国債 | 0 |
| 地方債 | 3,804,328,990 |
| 政府保証債 | 0 |
| 合計 | 3,804,328,990 |

ウ 現金

現金は主に、窓口において使用料、手数料等の収納時の釣銭に充てるため、会計課から交付を受け各所属で保管している。各所属が交付を受けることができる現金の上限は郡山市釣銭等資金取扱要領により定められている。交付を受けた釣銭は同要領により「安全確実な方法により適正に保管しなければならない」と規定されており、会計課において必要に応じ各所属の保管状況を確認している。

(7) 収支管理

会計課が年度当初に、過去の収支状況及び残高の推移実績に基づき、年間の収支見通しを立てている。

また、1件につき500万円以上の収入又は支出の予定について各所属が財務会計システムに入力し報告することや、会計課が数週間先の市全体の支出予定額を当該システムから算出することで必要な支払準備金を想定し、余裕資金の運用額や運用期間の判断材料としている。

(8) 繰替運用

一般会計等の歳計現金が一時的に不足する際に、基金条例に「繰替運用」の規定があり、かつ当該基金の残高に余裕があれば、歳計現金への繰替運用が認められている。繰替運用は資金不足による金融機関からの一時借入を回避する上で有効な方法となっている。

本市では、全ての基金に「確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」との規定があり、令和元年度は土地開発基金、財政調整基金、減債基金、震災復興基金及び農業水利施設等保全再生事業基金の5基金で繰替運用を行っていた。

なお、繰替運用時の利率は指定金融機関の通知預金の利率としている。

(9) 公金の運用実績

平成 28 年度から令和元年度までの歳計現金等及び基金の運用実績は、表 4 のとおりである。歳計現金等と基金を合わせた運用益は年々減少している。

【表 4】 運用実績(平成 28 年度から令和元年度まで)
歳計現金等

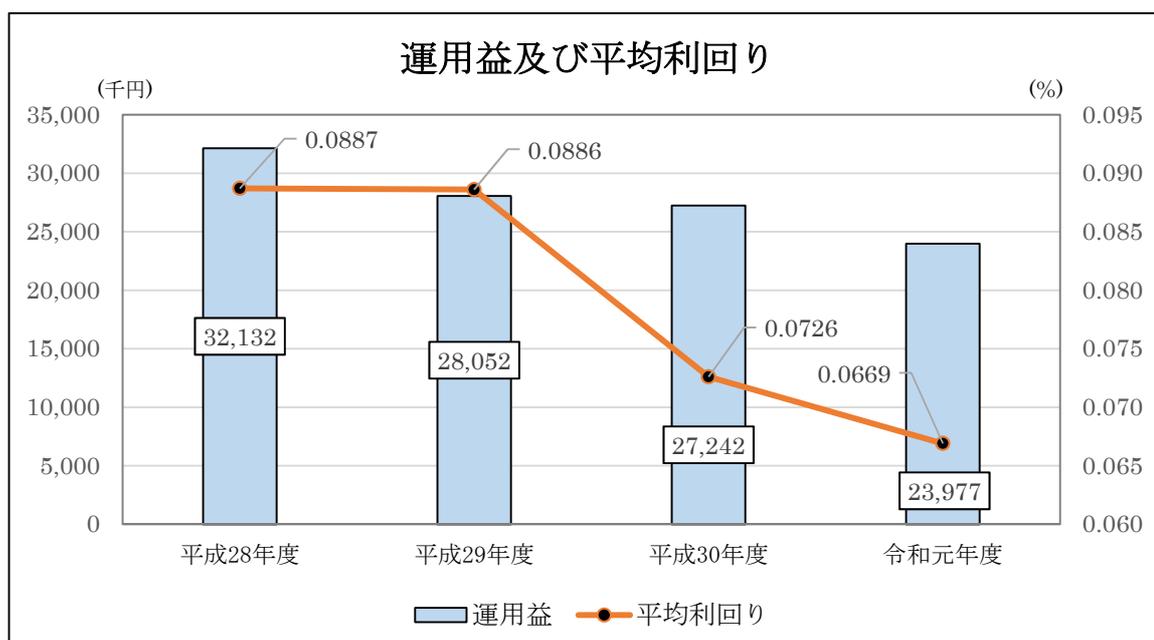
| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 前年度比 |
|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 月末の平均残高(千円) | | 22, 213, 460 | 22, 457, 625 | 26, 873, 268 | 23, 677, 859 | 88. 1% |
| 定期 預金 | 年間平均運用額(千円) | 20, 061, 096 | 19, 091, 288 | 24, 702, 740 | 22, 197, 268 | 89. 9% |
| | 運用益(千円) | 9, 028 | 6, 007 | 8, 512 | 5, 891 | 69. 2% |
| | 平均利回り(%) | 0. 0450 | 0. 0315 | 0. 0345 | 0. 0265 | 76. 8% |
| 債券 | 年間平均運用額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 運用益(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 平均利回り(%) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| 合計 | 年間平均運用額(千円) | 20, 061, 096 | 19, 091, 288 | 24, 702, 740 | 22, 197, 268 | 89. 9% |
| | 運用益(千円) | 9, 028 | 6, 007 | 8, 512 | 5, 891 | 69. 2% |
| | 平均利回り(%) | 0. 0450 | 0. 0315 | 0. 0345 | 0. 0265 | 76. 8% |

基金

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 前年度比 |
|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|
| 月末の平均残高(千円) | | 16, 405, 171 | 13, 171, 864 | 14, 693, 843 | 15, 273, 469 | 103. 9% |
| 定期 預金 | 年間平均運用額(千円) | 12, 124, 085 | 8, 076, 263 | 8, 341, 562 | 9, 559, 745 | 114. 6% |
| | 運用益(千円) | 9, 197 | 7, 871 | 4, 557 | 4, 409 | 96. 8% |
| | 平均利回り(%) | 0. 0759 | 0. 0975 | 0. 0546 | 0. 0461 | 84. 4% |
| 債券 | 年間平均運用額(千円) | 4, 050, 084 | 4, 504, 086 | 4, 502, 907 | 4, 088, 243 | 90. 8% |
| | 運用益(千円) | 13, 759 | 14, 039 | 14, 039 | 13, 559 | 96. 6% |
| | 平均利回り(%) | 0. 3397 | 0. 3117 | 0. 3118 | 0. 3317 | 106. 4% |
| 繰替 運用 | 年間平均運用額(千円) | — | — | — | — | — |
| | 運用益(千円) | 148 | 135 | 134 | 118 | 88. 1% |
| | 平均利回り(%) | — | — | — | — | — |
| 合計 | 年間平均運用額(千円) | 16, 174, 169 | 12, 580, 349 | 12, 844, 469 | 13, 647, 988 | 106. 3% |
| | 運用益(千円) | 23, 104 | 22, 045 | 18, 730 | 18, 086 | 96. 6% |
| | 平均利回り(%) | 0. 1428 | 0. 1752 | 0. 1458 | 0. 1325 | 90. 9% |

合計(歳計現金等+基金)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 前年度比 |
|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 月末の平均残高(千円) | | 38,618,631 | 35,629,489 | 41,567,111 | 38,951,328 | 93.7% |
| 定期 預金 | 年間平均運用額(千円) | 32,185,181 | 27,167,551 | 33,044,302 | 31,757,013 | 96.1% |
| | 運用益(千円) | 18,225 | 13,878 | 13,069 | 10,300 | 78.8% |
| | 平均利回り(%) | 0.0566 | 0.0511 | 0.0395 | 0.0324 | 82.0% |
| 債券 | 年間平均運用額(千円) | 4,050,084 | 4,504,086 | 4,502,907 | 4,088,243 | 90.8% |
| | 運用益(千円) | 13,759 | 14,039 | 14,039 | 13,559 | 96.6% |
| | 平均利回り(%) | 0.3397 | 0.3117 | 0.3118 | 0.3317 | 106.4% |
| 繰替 運用 | 年間平均運用額(千円) | — | — | — | — | — |
| | 運用益(千円) | 148 | 135 | 134 | 118 | 88.1% |
| | 平均利回り(%) | — | — | — | — | — |
| 合計 | 年間平均運用額(千円) | 36,235,265 | 31,671,637 | 37,547,209 | 35,845,256 | 95.5% |
| | 運用益(千円) | 32,132 | 28,052 | 27,242 | 23,977 | 88.0% |
| | 平均利回り(%) | 0.0887 | 0.0886 | 0.0726 | 0.0669 | 92.1% |



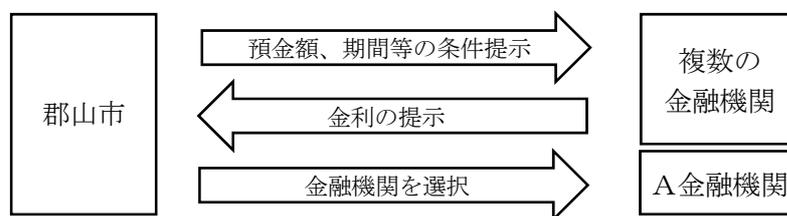
(10) 定期預金による運用

ア 大口定期預金

大口定期預金では、預入期間が1か月から6か月までの歳計現金等と1年以内の基金を運用している。通常預金先を決める際は、市が預金額や預入期間を示し、最も高い金利を見積もった金融機関を選択する引合方式により決定している【図1】が、金融機関の金利動向によっては相対方式により預金先を決定するなど、効率性の高い方法により預け入れる金融機関を選択している。

また、定期預金満期日と次の定期預金預入日は一致し、期間による運用益のロスが生じないように計画的に事務手続きが行われている。

【図1】 預入金融機関の選択(引合方式)



イ 譲渡性預金

譲渡性預金は普通預金より有利な金利で短期運用が可能であり、預入期間が1か月に満たない歳計現金等の余裕資金は、指定金融機関の譲渡性預金で運用している。

(11) 債券による運用

ア 保有債券

令和元年度末現在の基金で保有する債券は表5のとおりであり、複数の基金で資金を出し合い債券を保有している。また、基金によっては資金を分散し複数の債券を購入していた。なお、歳計現金等での債券の保有はなかった。

【表5】 保有債券 (R2.3.31 現在)

| | 種類 | 基金数 | 購入金額(千円) | 額面(償還)金額 (千円) | 運用 期間 | 償還年度 |
|---|---------|-------|-----------|------------------|----------|-------|
| 1 | 地方債(※1) | 6 | 1,000,280 | 1,000,000 | 10年 | 令和6年度 |
| 2 | 地方債 | 3 | 999,040 | 1,000,000 | 10年 | 令和7年度 |
| 3 | 地方債 | 6 | 898,254 | 900,000 | 5年 | 令和2年度 |
| 4 | 地方債(※1) | 8 | 910,939 | 900,000 | 9年 | 令和7年度 |
| | 合計 | 9(※2) | 3,808,513 | 3,800,000 | | |

(※1)オーバーパー債 (購入金額が額面金額より高い債券)

(※2)債券を購入している基金の実数

イ 債券の購入方法

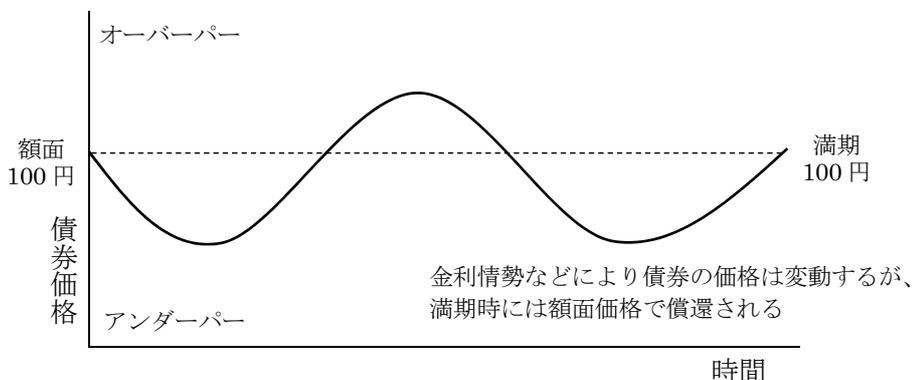
郡山市公金の債券運用取扱要項により、購入できる債券は元本の償還が確実な国債、地方債、政府保証債に限られ、保有期間中は債券価格が変動するが原則満期日まで保有することで元本割れのリスクを回避している【図2】。また、経過利息を含めた取得価格は債券の額面価格以下(アンダーパー)が原則だが、額面価格以上の債券(オーバーパー)も購入できることとしている。

購入方法は、会計課が提示した購入条件をもとに複数の証券会社による入札を行い、

利回りが最も高い債券を選択し決定している。

また、基金を債券で運用する際は、会計課と基金所管課が協議し、運用可能額及び運用可能期間を設定することとしている。なお、利回りの低下が続いているため平成29年度以降は新たな債券を購入していない。

【図2】債券価格の変動例



ウ 債券の売却

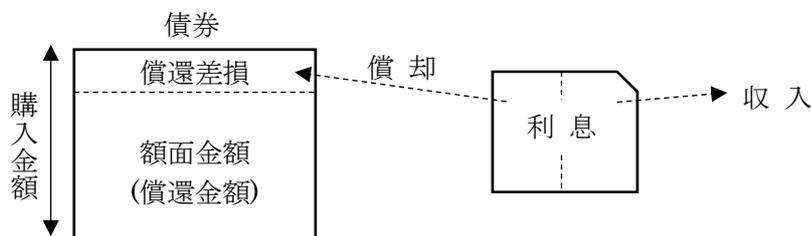
郡山市公金の債券運用取扱要項により運用中の債券を売却できるが、令和元年度までに売却した事例はなかった。

エ オーバーパー債の会計処理

購入金額が額面金額より高い債券(オーバーパー債)は、満期時に購入金額より低い金額で償還され、一見すると元本割れ(運用損)が生じることとなる。

既発債(既に発行済みで市場で取引されている債券)はオーバーパーとなることも多く償還差損(購入金額と額面金額の差)が生じるが、満期償還までに毎回受け取る利息を「償還差損の償却分」と「収入」に分けた会計処理をすること【図3】により購入金額の元本を保証している。

【図3】オーバーパー債の会計処理



(12) 基金の運用状況

令和元年度末現在の基金の運用状況は、表6のとおりであり、運用方法は主に基金の種類により、「定期預金と債券」又は「定期預金のみ」となっている。

基金は、財産維持基金、積立基金及び定額資金運用基金の3種類に分類される。基金の設置目的及び処分については、各条例により定められている。

ア 財産維持基金

特定の目的のために財産を維持し、その運用によって得た収益を目的の事業の財源に充当する果実運用型の基金

イ 積立基金

特定の目的のために資金を積み立て、その運用によって得た収益も積み立て、目的の事業に充当する基金

ウ 定額資金運用基金

特定の目的のため定額の資金を運用する基金

【表 6】基金の運用状況(R2. 3. 31 現在)

| 基金名 | 設置目的 | 基金の種類 | 基金の処分 | 令和元年度末 残高(千円) | 運用 方法 | 運用額 (千円) |
|----------------|--|--------------|-------|------------------|----------|-------------|
| 消防力整備基金 | 郡山地方広域消防組合の市の負担に係る消防力整備及び郡山市消防団の装備その他の消防力整備に充てる資金を積立てるため | 積立基金 | 可 | 570,641 | 定期預金 | 570,641 |
| 土地開発基金 | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地をあらかじめ取得する資金に充てるため | 定額資金 運用基金 | 可 | 1,539,113 | - | - |
| 財政調整基金 | 本市財政の健全な運営に資するため | 積立基金 | 可 | 10,930,649 | 繰替運用 | 10,930,649 |
| 減債基金 | 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に充てる資金を積立てるため | 積立基金 | 可 | 340 | 繰替運用 | 340 |
| 震災復興基金 | 東日本大震災からの復興を図る事業に要する経費の財源に充てるため | 積立基金 | 可 | 497,128 | 繰替運用 | 497,128 |
| 環境保全基金 | 環境の保全に関する事業を推進するため | 財産維持 基金 | 不可 | 126,690 | 定期預金 | 28,174 |
| | | | | | 債券 | 95,215 |
| 保健衛生施設 整備基金 | 保健衛生施設の整備等に充てる資金を積立てるため | 積立基金 | 可 | 1,943,957 | 定期預金 | 1,646,444 |
| | | | | | 債券 | 297,231 |
| 東山霊園管理 基金 | 郡山市東山霊園の清掃その他墓所の管理に必要な経費に充てるため | 財産維持 基金 | 不可 | 837,953 | 定期預金 | 189,571 |
| | | | | | 債券 | 645,729 |

| | | | | | | |
|---------------------------|---|------------|----|-----------|------|-----------|
| 農業水利施設等 保全再生事業基金 | 郡山市農業水利施設等保全再生 事業に要する経費の財源に充てる ため | 積立基金 | 可 | 1,450,027 | - | - |
| 市有林基金 | 市有林を保存するため | 積立基金 | 可 | 123,271 | 定期預金 | 72,868 |
| | | | | | 債券 | 48,066 |
| 森林環境譲与税 基金 | 森林環境譲与税の使途の財源に 充てるため | 積立基金 | 可 | 21,879 | 定期預金 | 12,981 |
| 水と緑のまち づくり基金 | 水と緑のある快適なまちづくり を推進するため | 財産維持 基金 | 不可 | 833,039 | 定期預金 | 34,218 |
| | | | | | 債券 | 797,496 |
| 福祉基金 | 社会福祉の増進を図るため | 財産維持 基金 | 不可 | 1,370,135 | 定期預金 | 288,480 |
| | | | | | 債券 | 1,081,548 |
| 福祉施設整備 基金 | 福祉施設の整備に充てる資金を 積立てるため | 積立基金 | 可 | 196,179 | 定期預金 | 195,543 |
| 高齢化社会 対策基金 | 高齢化社会対策の推進を図るた め | 財産維持 基金 | 不可 | 502,559 | 定期預金 | 115,524 |
| | | | | | 債券 | 384,894 |
| すこやか 子育て基金 | 子どもが健やかに生まれ育つ環 境づくりの推進を図るため | 財産維持 基金 | 可 | 190,649 | 定期預金 | 176,469 |
| 学校施設整備 基金 | 本市が設置する学校の施設の整 備に充てる資金を積み立てるため | 積立基金 | 可 | 34,607 | 定期預金 | 34,605 |
| 小学校特別 支援教育施設 整備充実基金 | 市内の小学校における特別支援 教育の振興の設備を充実するた めに必要な資金に充てるため | 財産維持 基金 | 不可 | 5,000 | 定期預金 | 5,000 |
| 篤志奨学資金 給与基金 | 篤志家の寄附金を積立て篤志奨 学資金給与金に充てるため | 財産維持 基金 | 可 | 138,917 | 定期預金 | 64,246 |
| | | | | | 債券 | 71,001 |
| 文化施設整備 基金 | 文化施設の整備に充てる資金を 積立てるため | 積立基金 | 可 | 103,114 | 定期預金 | 93,463 |
| 音楽堂整備 基金 | 音楽堂の整備に充てる資金を積 み立てるため | 積立基金 | 可 | 504,375 | 定期預金 | 504,174 |
| 文化体育振興 基金 | 文化及び体育の振興を図るため | 財産維持 基金 | 不可 | 501,586 | 定期預金 | 118,356 |
| | | | | | 債券 | 383,149 |
| 体育施設整備 基金 | 体育施設の整備に充てる資金を 積立てるため | 積立基金 | 可 | 98,927 | 定期預金 | 98,851 |
| 美術品取得 基金 | 美術品の取得に充てる資金を積 立てるため | 積立基金 | 可 | 108,680 | 定期預金 | 106,310 |
| 国民健康保険 事業財政調整 基金 | 本市における国民健康保険事業 の健全な財政運営に資するため | 積立基金 | 可 | 904,489 | 定期預金 | 904,489 |

| | | | | | | |
|-------------------------|--|--------------|----|-----------|------|-----------|
| 国民健康保険 高額療養費 貸付基金 | 国民健康保険法第 57 条の 2 に規定する高額療養費の支給を受けることが見込まれる被保険者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金の貸し付けに関する事務を円滑に実施するため | 定額資金 運用基金 | 不可 | 22,241 | - | - |
| 介護保険給付費 準備基金 | 保険給付に要する費用に不足を生じた場合の資金に充てるため | 積立基金 | 可 | 1,691,141 | 定期預金 | 1,691,141 |
| 多田野財産区 基金 | 郡山市多田野財産区の財産の維持、管理及び財産区住民の福祉増進を図る事業の経費に充てるため | 財産維持 基金 | 可 | 116,284 | 定期預金 | 116,284 |
| 河内財産区基金 | 郡山市河内財産区の財産の維持、管理及び財産区住民の福祉増進を図る事業の経費に充てるため | 財産維持 基金 | 可 | 21,444 | 定期預金 | 21,444 |
| 片平財産区基金 | 郡山市片平財産区の財産の維持、管理及び財産区住民の福祉増進を図る事業の経費に充てるため | 財産維持 基金 | 可 | 1,028 | 定期預金 | 1,028 |
| 月形財産区基金 | 郡山市月形財産区の財産を維持し、財産区住民の福祉増進を図る事業の経費に充てるため | 財産維持 基金 | 可 | 6,084 | 定期預金 | 6,084 |

(13) 基金の一括的な運用

基金がそれぞれ債券を購入するのではなく、主に元本を取り崩さない複数の財産維持基金で資金を出し合い、一つにまとめて債券を購入し、利息収入を各基金の運用額で按分している。

(14) 運用実績の公表

財務諸表に簡易的に記載するのみで、ウェブサイト等での公表は行っていない。

(15) ペイオフ解禁後の公金の保全

平成 17 年 4 月からペイオフが全面的に解禁されたことから、金融機関破綻等の非常事態に備えた公金保全のため、次のような対策を講じている。

ア 預金先金融機関の選択

(ア) 財務分析等

指定金融機関及び収納代理金融機関の経営状況について信用調査会社に業務委託し、決算及び中間決算の公表資料、業態内比較、時系列的推移等に基づく財務分析を行っている。

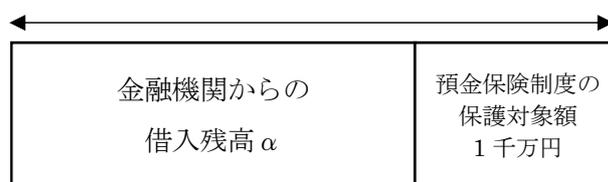
(イ) 預金対応基準の作成

指定金融機関及び収納代理金融機関の信用格付け、自己資本比率、不良債権比率等を組み合わせた預金対応基準を設定し、一定水準を上回る金融機関に預け入れている。また信用格付けは、複数の格付け会社のものを確認している。

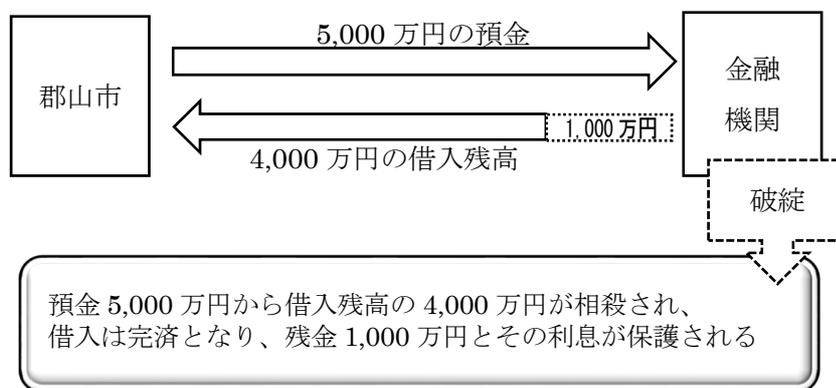
イ 預金の上限額

一つの金融機関への定期預金の上限額を、金融機関が保有する定期預金に質権を設定した額とすることや、預金と相殺できる当該金融機関からの借入残高に預金保険制度の保護対象額を加えた額とし【図4】、金融機関が破綻した場合には借入額と預金額を相殺することで公金の保全を図っている【図5】。

【図4】 1金融機関の定期預金の上限額（ $\alpha + 1$ 千万円）



【図5】 金融機関が破綻した場合の預金の保全例



ウ 預金先金融機関の監視

株式を上場している金融機関については、経営悪化の注意指標として株価等の確認を日常的に行っている。注意指標の動向により必要な場合には、預金先金融機関からヒアリングを行うこととしている。

エ リスクの回避

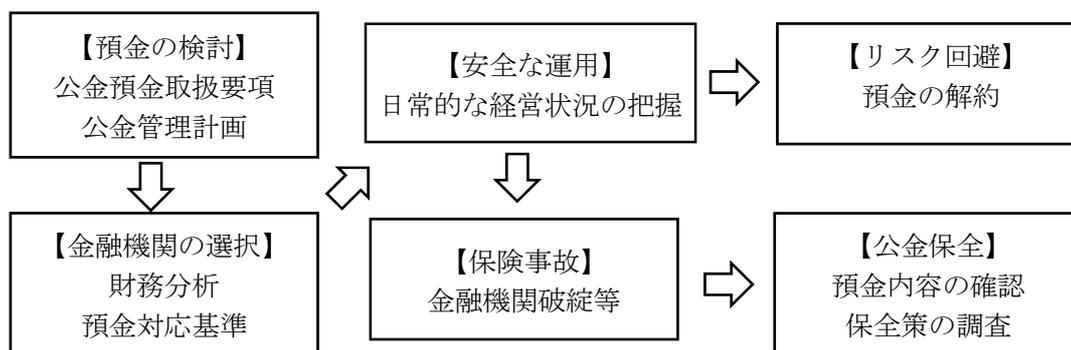
預金対応基準の一定水準を下回るなど、預金先金融機関の経営状況から預金を継続することが適当でないと判断した際は、解約し公金の保全を行うこととしている。令

和元年度までに金融機関の経営状況による預金の解約を行った事例はなかった。

オ 危機管理マニュアルの作成

危機管理マニュアルを作成し、金融機関の状況に応じた対応方法を設定している。金融機関の破綻の可能性があると判断した場合には、預金の中途解約の検討や公金保全の準備をすることとしており、また金融機関が破綻した場合には、認識後おおむね3時間をめどとして、預金内容の確認、借入金との相殺や質権による保全策の調査、市長等への報告、公表の検討等を行うこととされている。

【公金保全のフロー】



(16) 担当職員の研修体制

一般社団法人が開催している自治体向けの資金管理及び運用に関するセミナーに参加していた。

2 上下水道局経営管理課における公金の保管及び運用について

(1) 公金の概要

公金とは、水道料金、下水道使用料など上下水道局の業務に係る現金をいう。地方公営企業法施行令第22条の6第1項において「地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならない」と定めており、市における歳計現金と同様の保管及び運用の取り扱いとなっている。

上下水道局には水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の4事業が設置されている。

(2) 公金に関する方針

上下水道局経営管理課が前年度中に翌年度の「資金運用及び調達基本方針」を策定し、年間の運用可能な資金をシミュレーションした運用計画や、運用資金の保全策等を定めている。

(3) 公金の保管状況

令和元年度末現在の公金の保管状況は表7のとおりである。

保管方法は、金融機関への預金及び釣銭等の現金となっており、債券は保有していない。

【表7】公金の保管状況（R2.3.31現在）

| 保管方法 | 金額(円) |
|------|----------------|
| 預 金 | 11,274,237,436 |
| 債 券 | 0 |
| 現 金 | 60,000 |
| 合 計 | 11,274,297,436 |

ア 預金

令和元年度末の預金状況は表8のとおりである。

支払準備金は決済用預金に預け入れし、余剰金は大口定期預金又は譲渡性預金に預け入れるが、支払準備金が多く必要になる年度末などは譲渡性預金による短期運用を行っていない。

【表8】預金の状況（R2.3.31現在）

| 預金の種類 | 金額(円) |
|--------|----------------|
| 決済用預金 | 4,744,237,436 |
| 大口定期預金 | 6,530,000,000 |
| 譲渡性預金 | 0 |
| 合 計 | 11,274,237,436 |

イ 現金

現金は、下水道受益者負担金・分担金等を収納する際の釣銭に充てるため、担当所属で保管している。

(4) 収支管理

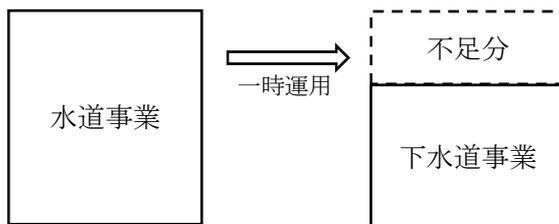
過去の会計別の月末残高や支払い状況の実績を基に、収支の見通しを立てている。

また、1件につき2,000万円以上の収入又は支出の予定について、各所属から報告を受けることで必要な支払準備金を把握している。

(5) 一時運用

各事業において一時的に資金不足が起きた際は、郡山市上下水道局会計間一時運用基準に基づき、各事業の会計間で資金を融通（一時運用）している。

【例】下水道事業の資金不足分を、水道事業から一時的に融通する。



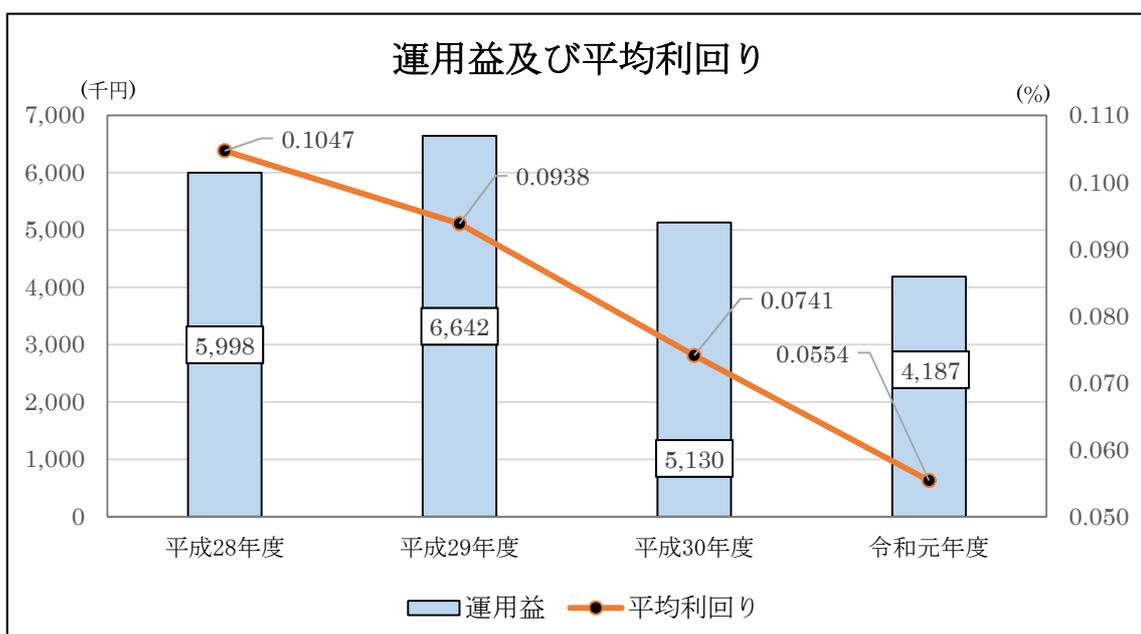
(6) 公金の運用実績

平成 28 年度から令和元年度までの運用実績は、表 9 のとおりである。

運用益は平成 29 年度以降減少している。

【表 9】運用実績(平成 28 年度から令和元年度まで)

| | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 前年度比 |
|-------------|-------------|-----------|------------|------------|------------|--------|
| 月末の平均残高(千円) | | 9,642,540 | 11,757,236 | 11,831,050 | 11,795,546 | 99.7% |
| 定期 預金 | 年間平均運用額(千円) | 5,730,000 | 7,080,000 | 6,924,000 | 7,563,333 | 109.2% |
| | 運用益(千円) | 5,998 | 6,642 | 5,130 | 4,187 | 81.6% |
| | 平均利回り(%) | 0.1047 | 0.0938 | 0.0741 | 0.0554 | 74.8% |
| 債券 | 年間平均運用額(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 運用益(千円) | 0 | 0 | 0 | 0 | — |
| | 平均利回り(%) | — | — | — | — | — |
| 合計 | 年間平均運用額(千円) | 5,730,000 | 7,080,000 | 6,924,000 | 7,563,333 | 109.2% |
| | 運用益(千円) | 5,998 | 6,642 | 5,130 | 4,187 | 81.6% |
| | 平均利回り(%) | 0.1047 | 0.0938 | 0.0741 | 0.0554 | 74.8% |



(7) 定期預金による運用

ア 大口定期預金

大口定期預金による運用は各事業会計の資金計画に基づき会計ごとに行っており、運用期間は原則1年以内としている。

預金先は預金と相殺可能な借入残高を有する金融機関、又は担保の提供がある金融機関とし、相対方式により金利を引き出し預金している。

イ 譲渡性預金

平成29年度の上水道組織統合により支払準備金が増加したため、支払準備金に余剰があるときは譲渡性預金による短期間の運用を行い、運用益は各事業の現金残高に応じて按分している。

預け入れ先については、公金の保全を図るため、相殺可能な借入残高がある中で最も有利な利率を提示した金融機関としている。

(8) 債券による運用

債券による運用は行っていなかった。今後の金融動向等により購入を検討することとしている。

(9) 運用実績の公表

ウェブサイト等での公表は行っていない。

(10) ペイオフ解禁後の公金の保全

金融機関からの借入額に応じた預金額にすることや、担保として金融機関が保有する定期預金に質権を設定し、その範囲内で預け入れすることで公金を保全している。またディスクロージャー誌等で金融機関の経営状況を確認している。

3 着眼点ごとのまとめ

(1) 公金の保管について

会計課及び上下水道局経営管理課とも各々において、安全性を最も重要視した上で効率的な運用を図るための計画等を毎年度策定していた。

また、金融機関が破綻した場合でも全額保護される決済用預金口座に支払準備金を預け入れることや、運用する際は安全な金融商品を選択することで、元本が損なわれることを避けるための方策がとられていた。

収支管理については、日々の収支が運用計画に大きな影響を及ぼすことから、各所属からの収支予定額の報告や近年の収支状況等を参考に、支払いに支障をきたさないよう必要な資金を確保するとともに、余裕資金の残高の把握に努めることで効果的な運用を行っていた。

(2) 公金の運用について

金利水準の低下に伴い運用益は年々減少しているものの、会計課では流動性・収益性を確保した定期預金等による短期的な運用と、少しでも高い収益性を重視した債券による長期的な運用を組み合わせ、上下水道局経営管理課では相対方式により金融機関から有利な金利を引き出すなど、より多くの収益を確保するための取り組みがなされていた。

債券による運用には、支払い不能が生じるデフォルト(債務不履行)や元本割れのリスクがあるが、信用度が高い国債、地方債、政府保証債のみを購入対象とし、満期日まで保有することを原則とすることで安全性を確保していた。また、複数の基金から資金を出し合いスケールメリットを活用し、できるだけ有利な条件の債券を購入することや、オーバーパー債購入時の償還差損を毎回の受取利息でカバーする会計処理により、より多くの運用益と毎年度の安定的な収益を目的とした運用が行われていた。

(3) ペイオフ対策について

預金による運用には金融機関の破綻等による預金の損失リスクがあり、利息が付く普通預金や定期預金に1千万円以上の預金をしていた場合には損失が発生する可能性があるが、財務状態の健全性が高い金融機関を選択し、かつ借入金との相殺可能額等を預金の上限額とすることで、安全かつ確実な運用を行っていた。また、金融機関の経営状況について日常的に把握・分析するとともに、破綻等があった際の必要な対策を定めていた。

4 意見

公金運用の効率性を向上させることは自主財源の確保に結びつき、市に利益をもたらす取り組みである。しかし現在の預金金利の水準は極めて低く、債券も預金金利に劣りリスクに見合ったリターンが得られない場合があるなど大きな収益が望めない状況となっている。

今後も運用環境は厳しい状況が続くものと思われるが、常に危機意識をもって安全性を確保するとともに、市民の利益となるよう運用の取り組みについて調査、研究を進め、効率的な運用方法の構築を期待するものである。

以下、公金という「市の財産」を守るという観点から、検討等が必要と見受けられる事項について意見を申し述べる。

(1) 運用について

債券による運用は資金の長期固定化と中途売却時に元本割れする危険があるため、現在、本市においては急な事業実施などで取り崩す可能性がある積立基金の債券運用はほぼ行われていない。

長期での債券運用は、今後の金利の動向を注視し適正な時期を見極めるべきものと考えられるが、基金の取り崩しリスクに対応しつつ債券を効果的に運用している自治体もあることから、先進地の債券運用の取り組み状況について調査、研究を進められたい。

また、定期預金で運用したくても借り手がないことを理由に金融機関から預金を敬

遠されることや、債券での運用もそれほどの利回りが期待できず、公金の運用に支障が出るのが考えられる。今後、安全性を優先した上で購入できる金融商品の拡大を検討されたい。

また、これまで債券の売却実績はなかったが、今後、債券の売却益が将来の受取利息を上回る場合には中途売却し金融商品を入れ替え、収益性の向上を図るよう努められたい。

(2) 運用実績の公表について

公金が市民の貴重な財産であるということを踏まえ、公金管理に関して積極的な情報開示に努め、市民に対する説明責任を果たしていく必要がある。今後は市ウェブサイト等で運用実績を公開するとともに、公金の運用方針などを積極的に開示することを検討されたい。

(3) 公金管理調整委員会について

公金管理調整委員会を平成14年に設置し、年に1回程度の頻度で会議を開催しているとのことであったが近年は議事録が作成されていない。公金管理計画や運用方針の決定に至った経過を記録で残すべきあり、議事録を作成するよう努められたい。

また、委員は歳計現金、公営企業会計、融資預託金など公金の管理担当課で組織しているが、多様な意見が反映されるよう委員会組織の強化を検討されたい。

(4) 人材育成について

公金の管理を担当する職員は、公金の安全性を確保するため、運用には必ずリスクが伴うことを認識するとともに日々変動する金融情勢等を適切に把握するなど、常に危機意識を持って取り組まなければならない。また、債券運用は長期間に及ぶため、人事異動に左右されない一貫した方針が必要である。

公金の管理・運用に携わる職員は専門的な知識と経済状況などの収集能力が必要であり、研修等を通じ専門的な人材の育成に努められたい。

(5) 危機管理について

金融機関の破綻等が起きた場合には危機管理マニュアルにより対応できる体制を整えているが、実際に破綻等が発生した直後、短時間で情報を収集し公金の保全策を決定することは容易ではない。事前に想定される課題をできるだけ洗い出し、随時、危機管理マニュアルの見直しを図り、迅速な行動が可能な体制整備に努められたい。